



埼玉県報

第 3064 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 18 日
火曜日

目次

告示

- 電子帳票ソフトウェア等賃貸借に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 嵐山町平沢土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 2・3 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 平成 30 年 12 月 3 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

電子帳票ソフトウェア等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム開発・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

平成30年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 落札金額

76,010,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年 8 月31日

告 示

埼玉県告示第千三百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人地域活性化プラザ

二 代表者の氏名

石原 猛男

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字的場字宿千三百十番地五

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県日高市大字中鹿山四百四十四番地の五

四 更新後の認定の有効期間

平成三十年十二月十七日から平成三十五年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

植木 彰	山本 征夫	西 裕一	堀田 浩史	今井 康雄	川島 清	高橋 厚	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	呼吸器機能障害	視覚障害	視覚障害	害 肢体不自由、小腸機能障	じん臓機能障害	指定障害区分
医療法人のぞみ会希望病院	社会医療法人東明会原田病院	にし内科・眼科クリニック	医療法人白水会栗原眼科病院	医療法人社団豊栄会さだまつ眼科クリニック	院 医療法人社団清幸会行田中央総合病	医療法人社団愛和病院	医療機関の名称
北足立郡伊奈町小室三千百七十	入間市豊岡一―十三―三	鶴ヶ島市富士見一―二― 一ワカバウオーク内二F	羽生市下岩瀬二百八十九	春日部市谷原新田二千二百十三―一	―十七 行田市富士見町二―十七	春日部市金崎七百二―一	医療機関の所在地
平成二十九年六月七日	平成二十八年十一月三十日	日 平成二十八年九月十八	日 平成二十八年三月三十	平成二十七年五月一日	平成二十七年四月一日	日 平成二十七年三月三十	辞退年月日

五十嵐 龍蔵	大島 逸馬	木村 道雄	倉林 裕一	飯島 節	石橋 修	根本 豊治	奥野 豊
肢体不自由	じん臓機能障害	肝臓機能障害	肢体不自由、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	心臓機能障害、じん臓機能障害	心臓機能障害	呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
医療法人五十嵐整形外科医院	医療法人社団鴻愛会こうのす共生病院	医療法人熊谷総合病院	医療法人さくらさくら記念病院	国立障害者リハビリテーションセンター病院	医療法人社団光陽会みずほ台サンクリニック	医療法人誠壽会上福岡総合病院	健生堂医院
本庄市若泉一―九―八	鴻巣市本町六―五―十八	熊谷市中西四―五―一	富士見市水谷東一―二―十八―一	所沢市並木四―一	富士見市西みずほ台一―一―一	ふじみ野市福岡九百三十一	秩父市東町二十八―五
平成三十年十一月一日	平成三十年十月十六日	平成三十年十月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年三月二十七日	平成三十年二月十三日	平成三十年一月二十九日

釣木澤 尚実	鏑木 豊	井上 通泰	鷺内 隆雄	阿部 裕一	米谷 新	遠井 勝弘	福島 祐一
呼吸器機能障害	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	視覚障害	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
院 独立行政法人国立病院機構埼玉病	医療法人けやきクリニック	医療法人埼玉会埼玉草加病院	合病院 医療法人財団明理会イムス富士見総	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	医療法人弘仁会遠井医院	本町福島クリニック
和光市諏訪二―一	北本市中央二―八十九むさしのビル三F	二 草加市松原一―七―二十二	六十七―一 富士見市大字鶴間千九百	三十八 入間郡毛呂山町毛呂本郷	三十八 入間郡毛呂山町毛呂本郷	北本市北本一―百四十	加須市本町六―三十三
一日 平成三十年十一月二十	一日 平成三十年十一月二十	一日 平成三十年十一月二十	日 平成三十年十一月十九	日 平成三十年十一月十五	日 平成三十年十一月十二	平成三十年十一月九日	平成三十年十一月八日

大野 良三	伊藤 公雄	中島 和美	屋良 昭彦	松平 吉世	吉田 和秀
肢体不自由	器機能障害 害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	害 ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	視覚障害
埼玉医科大学病院	嵐山郷 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人社団昭重会屋良良医院	松平整形外科	よしだ眼科
三十八 入間郡毛呂山町毛呂本郷	四十八 比企郡嵐山町古里千八百	春日部市谷原新田千二百	四一 狭山市笹井二千五百七十	一 羽生市大字秀安二百十三	十 草加市谷塚一―二十二―
平成三十年十二月十日	平成三十年十二月三日	日 平成三十年十一月三十	日 平成三十年十一月三十	日 平成三十年十一月三十	日 平成三十年十一月三十

告 示

埼玉県告示第千三百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

二宮 務	勝本 武志	大畑 敦	橋本 友博	佐々木 有記	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	呼吸器機能障害	肢体不自由	指定障害区分
眼科	眼科	耳鼻咽喉科	内科	整形外科	診療科名
あそか眼科	埼玉医科大学病院	医療法人社団群羊会福音診療所	医療法人光仁会南部厚生病院	医療法人永寿会三須医院	医療機関の名称
二 蕨市錦町五―三―二十八 蕨クリニックスタウン二〇	三十八 入間郡毛呂山町毛呂本郷	北本市緑四―百五十四	春日部市大場二十一―一	―十二 春日部市粕壁東一―十一	医療機関の所在地
日 平成三十年十二月三日	日 平成三十年十二月三日	一日 平成三十年十月三十一日	平成三十年十月四日	平成三十年六月一日	指定年月日

中野 将孝	奈良 一成	長田 高志	岩間 洋亮	三嶋 明香	藤井 さゆり
心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	そしやく機能障害、 肢体不自由	視覚障害	視覚障害
循環器科	脳神経外科	神経内科	リハビリテーショ ン科	眼科	眼科
尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	和光脳神経外科・内科	埼玉医科大学国際医療 センター	医療法人社団東光会戸 田中央リハビリテーショ ン病院	杉浦眼科	医療法人社団愛友会三 郷中央総合病院
上尾市柏座一―十一十	―一 和光市丸山台二―二十九	―一 日高市山根千三百九十七	戸田市本町一―十四―一	六 春日部市中央一―五十一	三郷市中央四―五―一
日 平成三十年十二月三	日 平成三十年十二月三	日 平成三十年十二月三	日 平成三十年十二月三	日 平成三十年十二月三	日 平成三十年十二月三

高森 頼雪	寺脇 幹	岡本 耕一	猪島 一朗
肝臓機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害
肝臓内科	小児外科	外科	呼吸器内科、内科
尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	深谷赤十字病院	防衛医科大学校病院	医療法人新井病院
上尾市柏座一―十一―十	一 深谷市上柴町西五―八―	所沢市並木三―二	久喜市久喜中央二―二―二十八
日 平成三十年十二月三日	日 平成三十年十二月三日	日 平成三十年十二月三日	日 平成三十年十二月三日

告 示

埼玉県告示第千三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアふかや花園店

埼玉県深谷市荒川千五十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ベイシア深谷荒川店

埼玉県深谷市荒川千五十外

（変更後）ベイシアふかや花園店

埼玉県深谷市荒川千五十外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外未定

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計四者

ハ 変更年月日

平成三十年十一月九日

ニ 届出年月日

平成三十年十二月六日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目中央土地区画整理事業五街区五―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 地産地消の観点から、和光市内で生産された農産物の店舗での取り扱いについて、ご検討ください。

(2) 大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインの趣旨を理解し、次に掲げる事項に取り組みように努めてください。

(一) 地域の商工団体である和光市商工会への加入についてご検討ください。

(二) 和光市商工会が取り組む売り出し等の共同事業への企画段階からの参画や実施時のスペースの提供など、地域経済の活性化に取り組むことにご協力ください。

(3) 大きな騒音を出さないよう、周辺環境への配慮をお願いします。

(4) 周辺住民から苦情が出た場合には、真摯に対応願います。

(5) まちづくりへの協力

(一) 地域自治会への加入及び近隣自治会が実施する祭りや各種イベント、その他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(二) 和光市自治会連合会が実施する自治会優待カード、市内一斉清掃、防犯パトロール及びその他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(三) 近接するコミュニティ施設（二千二十年建設予定）が実施する祭りや各種イベント、その他の当該施設が担う地域コミュニティに関する活動に対し、協力を努めてください。

(6) 利用車及び搬入車両の生活道路への侵入を防止するよう努めてください。

二 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百七号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八号

さいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百九号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

さいたま市からさいたま都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十三号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から平成三十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

四 事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 変更認可の年月日

平成三十年十二月十八日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地 先から同市小島一丁目一四九九 番一地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十二月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日付け埼玉県本庄県 土整備事務所長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八一・二〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度2・3月分）

JIS 1号 123,000リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年2月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

最初の契約に係る入札公告日

平成30年4月3日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成31年
1月23日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年1月22日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成31年1月23日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成31年1月10日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 123,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 23, 2019 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. January 22, 2019)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県選管告示第四十八号

平成三十年十二月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、四三二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六五、一九八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、五三三人
南第二区 川口市	一四六、九五一人
南第三区 さいたま市西区	二四、九三四人
南第四区 さいたま市北区	四〇、四四五人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、五一四人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、〇二九人
南第七区 さいたま市中央区	二七、八四一人
南第八区 さいたま市桜区	二六、四六〇人
南第九区 さいたま市浦和区	四四、二三八人
南第十区 さいたま市南区	五一、二五三人

南第十一区	さいたま市緑区	三三、六七〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四六三人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、八四七人
南第十四区	桶川市	二一、二九七人
南第十五区	北本市	一九、一四九人
南第十六区	鴻巣市	三三、五二六人
南第十七区	志木市	二〇、八八三人
南第十八区	新座市	四五、五〇六人
南第十九区	蕨市	二〇、〇四七人
南第二十区	戸田市	三六、三四六人
南第二十一区	朝霞市	三七、九三一人
南第二十二区	和光市	二二、四三九人
西第一区	所沢市	九六、六一八人
西第二区	入間市	四一、六五四人
西第三区	飯能市	二二、八〇六人
西第四区	狭山市	四三、一五〇人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八一一人
西第六区	富士見市	三〇、六七一人
西第七区	川越市	九七、四五七人
西第八区	日高市	一五、六六九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、三二〇人
西第十区	坂戸市	二七、八四三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五二八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、五八二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、二八四人
北第一区	秩父市	一七、八五七人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、五〇九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、九七七人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、六六八人
北第五区	熊谷市	五五、五六八人
東第一区	行田市	二三、〇四一人
東第二区	羽生市	一五、三五二人
東第三区	加須市	三一、八六七人
東第四区	久喜市	四三、四二五人

東第五区	蓮田市	一七、六二四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、四七〇人
東第七区	春日部市	六六、六六〇人
東第八区	越谷市	九四、三九四人
東第九区	八潮市	二四、六二九人
東第十区	三郷市	三八、八二六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、五二五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八四〇人